



【火遊び】について



そのときの「ノリ」でやったことが**犯罪を犯している！！**

【最近、「火遊び」事案が多発しています。】

「火遊び」という遊びは、存在しません。

そのときの「ノリ」でやったことが

- 軽犯罪法違反 火気乱用
- 刑法第116条 失火罪
- 森林法第203条第1項 他人の森林に対する失火

など犯罪を犯している可能性もあり、その結果**人の命を奪ってしまう**可能性もあることを考えてください。



【東大和警察署】

